

国民健康保険税の納税通知書を送付 期限内納付をお願いします

国民健康保険（以下「国保」）は、加入者の皆さんが安心して医療を受けるための相互扶助の制度です。安定的な制度運営ができるよう、国民健康保険税（以下「国保税」）の期限内納付をお願いします。☎税務課 ☎ 692-6402

2026年度の国保税の納税通知書を7月13日（月）に発送します。**1期目の納期限は7月31日（金）**です。

◆国保税の計算方法

国保税の計算は加入世帯ごとに行います。世帯主本人が国保に加入していても、納税義務は世帯の代表である世帯主にあるため、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。税額の計算は下表の税率・税額を基に行い、納付書または口座振替の人は7月から翌年2月までの8回に分けて、納付していただきます。

所得割▶ 加入者の前年の所得から43万円を控除した額に税率を乗じて計算します。

均等割▶ 各世帯の国保加入者数に応じて計算します。

平等割▶ 国保加入世帯単位で計算します。

◆国保税の軽減

次に該当する人は国保税が軽減・減免される場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

《表》 国保税の税率・税額（2026年度）

世帯の課税額 = (A) + (B) + (C) + (D)

税率の内訳	全加入者		40～64歳	全加入者
	(A) 医療給付費分	(B) 後期支援金分	(C) 介護納付金分	(D) 子ども・子育て支援金分
所得割	7.3%	2.8%	2.5%	0.27%
均等割	20,000円	9,000円	8,000円	※1,290円
平等割	26,000円	7,800円	7,800円	800円
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※ 18歳以上の均等割額は90円

●所得が少ない世帯の軽減（申請不要）

世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と加入者全員の前年の所得金額に応じて、均等割・平等割を軽減する制度があります。この軽減は前年の所得を基に

判定しますので、前年中の所得申告（確定申告など）をしていない加入者がいる世帯は適用されないことがあります。

ア、スマートフォン決済アプリなどで納付する人
同封の納税通知書と納付書（1～8期分）にて納期限日まで忘れずに納付してください。

●出産被保険者の軽減（届出必要）
お子さんを出産された被保険者は、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3カ月前）から出産予定月の翌々月までの所得割と均等割を減額できます。

また、スマートフォン決済アプリを利用する人は、納付書に印字されたe-LQRまたはバーコードを使用して納付してください。

●非自発的失業者の軽減（申請必要）
会社の倒産や解雇、会社都合による雇止めなど、自ら望まない形で離職した場合、所得割の計算に使用する前年の給与所得を30%とみなして算定します。

●口座振替により納付する人
納税通知書の左下に口座情報が記載されています。納期限直前の25日（土・日・祝のときは翌営業日）が振替日となりますので、あらかじめ預金残高を確認してください。

●国保税の減免
災害、疾病、失業などの影響により、国保税の納付が困難と認められた場合は、減免を受けられる場合があります。

●昨年度に引き続き特別徴収（年金から天引き）の人
原則として「年税額」より「4月・6月・8月の特別徴収の合計額」を差し引いた残額を3等分し、10月・12月・2月の各月の年金から天引きされます。

●国保税の納付方法
詳しくは税務課へ、お早めにご相談ください。

●今年度から新たに特別徴収が始まる人
その前月の納期までは納付書などによる納付となります。

●金融機関やコンビニエンスストア

参加者募集!



シルバーリハビリ体操



●高齢者の「通いの場」として

「通いの場」とは、高齢者が容易に通える範囲で週1回以上継続して体操などを行う住民主体で運営される場所です。

身体機能向上の効果が認められている体操が望ましいため、「シルバーリハビリ体操」を行っています。

●介護予防に「シルバーリハビリ体操」

高齢でも障がいがあっても道具を使わずに行えて、介護予防に効果があると実証されている体操です。また、昨年度から認知症予防を目的としたコグニサイズも取り入れて楽しく活動しています。身体を動かしたい人や、地域のひとと繋がりたい人は、ぜひ参加してみませんか。

【活動会場】右表のとおり。月の第5週、祝日はお休みです。

【費用】無料

【体操指導者】リハしずくの会

【活動の流れ（活動時間は約1時間）】

- ①受付、血圧測定、開始時間まで交流時間
- ②シルバーリハビリ体操（準備運動含む）▶20分
- ③お茶を飲んだり、お話をして休憩します▶10分
- ④シルバーリハビリ体操▶20分
- ⑤コグニサイズ▶10分

場所	曜日（毎週）	時間
御所公民館	月曜日	13時30分～
上野沢公民館	月曜日	13時30分～
橋場公民館	火曜日	10時～
御明神公民館	火曜日	13時30分～
中沼公民館	火曜日	13時30分～
林崎公民館	水曜日	10時～
晴山公民館	水曜日	13時30分～
七ツ森公民館	水曜日	13時30分～
板橋公民館	木曜日	10時30分～
小松公民館	木曜日	13時30分～
雫石公民館	金曜日	13時30分～
高前田二区 集会所	毎月 第2・3・4 金曜日	10時30分～
東町公民館	毎月 第2・4 土曜日	10時30分～

ポイントを貯めると景品と交換できます 介護予防活動に努めましょう!

町は、町内在住の40歳以上の人で、介護予防活動へ参加した人に対してポイントを付与し、ポイント数に応じて町内共通商品券と交換する介護予防ポイント事業を行っています。

【対象となる活動】

- ・シルバーリハビリ体操の指導、参加
- ・レインボー健康体操への参加（自主グループのみ）
- ・保健指導に関する事業（健康推進課）への参加

●保健指導に関する事業とは

特定健診や後期高齢者健診などを受けた人を対象に、保健師が健診結果の説明と生活改善のヒントをお伝えします。

- ・健診結果個別説明会^{*}への参加

※日程などは町民カレンダー、健診を受けた医療機関で配付されるチラシをご覧ください。

- ・特定保健指導^{*}（面接）を受ける

※対象者には個別で案内が届きます。案内があった人はぜひ参加しましょう。

【ポイント付与期限】

2027年3月19日（金）まで

【ポイント交換方法】

体操参加者は、2027年3月19日（金）までにポイント

台紙を福祉課（地域包括支援センター）へご提出ください。景品は準備が出来次第お渡しします。

【付与されるポイント】

	シルバーリハビリ体操		レインボー健康体操
	参加	指導	参加
1回当たり	1	5	1
1日上限	2	10	2
年間上限	50	250	50

【ポイント交換できる景品】

ポイントに応じて、参加者は以下の景品と交換できます。

ポイント数	交換できる景品
25ポイント	雫石町共通商品券 500円分
50ポイント	雫石町共通商品券 1,000円分

【その他】

- ・ポイント台紙は各会場または、福祉課（地域包括支援センター）で配布します。
- ・体操の活動場所は、町地域包括支援センター（☎691-1105）へお問い合わせください。

熱中症を予防しましょう！

7月から8月は、熱中症による救急搬送が多く発生しています。また、屋内でも熱中症になることがありますので、注意が必要です。熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調に気を付けるとともに、周りの人にも呼び掛けて熱中症を防ぎましょう。☎健康推進課 ☎ 692-2227

「熱中症」ってなに？

温度や湿度が高い環境に長時間いることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れて体温の調整機能がうまく働かなくなり、めまい・立ちくらみ・大量の発汗・吐き気、ひどいときには、頭痛・嘔吐・けいれん・意識の異常など、

さまざまな障害を引き起こす状態のことです。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い・体が暑さに慣れていないときには注意が必要です。

「予防」のポイント

①暑さを避ける、身を守る

- 扇風機やエアコンで温度を調整する
- 遮光カーテンやすだれ、打ち水を利用する
- 涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避ける
- 日陰を利用し、こまめに休憩をとる
- 天気予報や暑さ指数を確認し、暑い日には無理に行動しない

- 吸湿性、速乾性のある通気性の良い服を着る

- 保冷剤や氷、冷たいタオルなどで体を冷やす

- 普段から栄養バランスの良い食事、十分な睡眠、運動で体力をつける

②こまめに水分補給する

屋内・屋外を問わず、のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給する

特に注意が必要な人

子ども ▶ 体温の調整機能が十分に発達しておらず、気温の影響を受けやすいです。



高齢者 ▶ 暑さ・水分不足に対する感覚機能や体の調整機能が低下し、のどの渇きを感じにくく汗もかきにくいいため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いです。

熱中症が疑われるときは

- 涼しい場所に移動して、衣服をゆるめ、体を冷やす（特に、首の周り、脇の下、太ももの付け根）
- 水分や塩分、経口補水液などを補給する

- 自力で水が飲めない、応答がおかしい場合は、ためらわずに救急車を呼ぶ

暑さ指数や熱中症指数（WBGT 値）

熱中症警戒アラート・特別警戒アラートの活用を

熱中症への注意

環境省は、熱中症へのかかりやすさを示す暑さ指標（WBGT 値）を使い、危険な暑さを事前に発表し、注意を呼びかけています。暑さ指数が 28 を超えると熱中症にかかる人が急に増えるため、暑さ指数が高いときには注意が必要です。

また、暑さ指数に応じて熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表されます。アラートが発表された際には、特に熱中症に注意してください。

詳しい内容は、二次元コードから環境省の熱中症予防情報サイトをご覧ください。



詳しくはこちら

WBGT 値 暑さ指数 / 熱中症指数

危険	気温 35℃～ WBGT 31～	
嚴重警戒	気温 31～35℃ WBGT 28～31	
警戒	気温 28～31℃ WBGT 25～28	
注意	気温 24～28℃ WBGT 21～25	
安全	気温 ～24℃ WBGT ～21	



「介護保険料決定通知書」を送付 期限内の納付をお願いします

介護保険料は、40歳から64歳まで（第2号被保険者）は医療保険料と一緒に徴収しますが、65歳からは第1号被保険者となり、単独で徴収します。

保険料額

は3年ごとに見直され、

2024年

度から3年

間は、第9

期介護保険

計画で改定

された保険

料額になっています。

65歳以上の人の2026年度介護保

険料は、本人と世帯の前年の所得状況

により決定し、7月中旬に「介護保険

料額決定通知書」を送付します。

●納付書の届いた人は期限内の納付を

65歳に到達して間もない人など、年

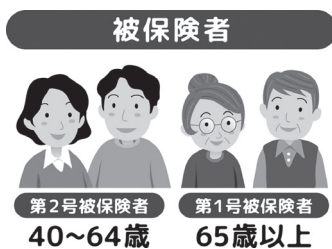
金からの天引きができない人は、納付

書で納める「普通徴収」となります。

「介護保険料額決定通知書」に「納

入通知書」を同封しますので、記載内

容をご確認のうえ、納期限内の納付を



をお願いします。

第1期の納期限は7月31日（金）です。年金から天引き（特別徴収）される人は「介護保険料額決定通知書」のはがきが届きましたら、内容をご確認ください。

●普通徴収の人は口座振替が便利

口座振替にすると、納付忘れがなく

便利です。希望する人は、納入通知書

と通帳、通帳の届出印をお持ちのう

え、金融機関の窓口でお申し込みくだ

さい。また、スマートフォンアプリを

利用した納付もできます。

●介護保険負担割合証の更新時期

現在、要支援・要介護認定を受けて

いる人に交付している黄色の介護保険

負担割合証の有効期限は7月31日と

なっています。

新しい負担割合証を7月下旬に送付

しますので、内容を確認のうえ、現在

介護保険サービスをご利用中の人は、

ご自分の担当ケアマネジャーに必ず提

示してください。

問 福祉課

☎ 692・6476



国民健康保険 資格確認書などの更新時期です

現在、町から交付している国民健康保険資格確認書および資格情報のお知らせは、7月31日で有効期限が切れま

す。これに伴い、8月1日から使用できる「資格確認書（オレンジ色）」、または「資格情報のお知らせ」を7月末ま

でに送付します。詳しくは資格確認書

などに同封のチラシをご確認ください。

●紛失・破損に注意

国民健康保険の加入者全員分を世帯

主宛てに送付しますので、紛失や破損

には注意してください。

※世帯によっては2通届く場合があります。

ります。

●限度額適用認定証の交付

現在交付している限度額適用認定証

の有効期限は7月31日となっています。

引き続き認定証を希望する場合は、

申請が必要です。詳しくは町民課まで

お問い合わせください。

※マイナ保険証で受診の際は自動で適

用されますので申請は不要です。

●マイナ保険証を持っているが、資格

確認書が必要な場合

次のいずれかに該当する人はマイナ保険証を持っていても、申請により資格確認書を交付します。

①マイナンバーカードを紛失または更

新中で、有効なマイナンバーカード

が手元がない

②マイナンバーカードを返納する予定

である

③介護者などの第三者が、高齢者また

は障がい者である被保険者本人に同

行して本人の資格確認を補助する必

要があるなど、マイナ保険証での受

診が困難である

④①③のほかにマイナンバーカード

によるオンライン資格確認を受ける

ことができない事情がある

【申請に必要なもの】

・窓口に来る人の本人確認ができるも

の（運転免許証やマイナンバーカー

ドなど）

・被保険者本人と別世帯の人が申請す

る場合は委任状

問 町民課

☎ 692・6478



お知らせ

後期高齢者医療制度 保険料の納付と資格確認書の更新

2026年度の後期高齢者医療保険料額が決定したことに伴い、後期高齢者医療制度の普通徴収が7月から始まります。

普通徴収は、年金から天引きができない被保険者が対象です（年度の途中で制度に加入した人、転入した人も半年間は普通徴収の対象）。対象となる人には7月中旬に納付書を送付しますので、内容をご確認のうえ、納期限までに金融機関などで納めてください。

また、すでに年金から天引きとなっている特別徴収の人には「特別徴収決定通知書」が送付されます。こちらは10月からの特別徴収の決定通知書となりますので、ご確認をお願いいたします。

●口座振替をご利用ください

保険料の納付には、納め忘れない口座振替が便利です。口座振替を希望される人は納入通知書と通帳、通帳の届出印をお持ちになり、金融機関でお申し込みください。

●資格確認書の更新時期です

後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の人や65歳以上75歳未満の人で

一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人）に交付している「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は7月31日です。

8月1日以降は、年齢を基準とし、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）の保有状況により、交付する様式が、左表のとおりとなります。7月中旬に郵送しますので、必ず確認してください。

問 町民課 ☎ 692・6479

85歳以上の人	これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中にお届けします。
84歳以下の人	①マイナ保険証をお持ちでない人 これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中にお届けします。 ②マイナ保険証をお持ちの人 マイナ保険証で受診をお願いします。7月中に「資格情報のお知らせ」をお届けします。資格確認書で受診を希望する場合は、申請により交付しますので、手続きをお願いします。既に申請済みの人は再度の申請は不要です。

※年齢基準は2026年8月1日時点



お知らせ

18歳まで医療費無料！ 医療費受給者証の更新時期です

町は、医療費助成事業に該当する人に、病院や薬局などの医療機関で診療を受けた際の医療費を助成しています。現在交付している受給者証の有効期限は、7月31日です（妊産婦を除く）。継続して受給者証の交付対象となる人には、7月末までに新しい受給者証を郵送します。8月から新しい受給者証をお使いください。

【全額助成対象者】

- ・出生から18歳に到達した年度末日までの子

- ・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭の受給者本人、保護者などが町県民税非課税の人

【一部助成対象者】

- ・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭の受給者本人、保護者などが町県民税課税の人

【受給額】

医療機関ごとに1カ月の合計から外来1500円、入院1カ月5000円を差し引いた額

問 町民課

☎ 692・6479

●医療費助成事業該当要件

①子ども	0歳から小学生
②ひとり親家庭	・ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ・上記の子を監護、養育する父または母など
③安心子育て	・中学生～18歳に到達した年度末日までの子 ・上記①②事業で所得制限により対象外となった子
④妊産婦	妊娠5カ月目～出産の翌月末までの人
⑤重度心身障がい者	身体障害者手帳1級・2級、障害者年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人（等級や判定が上記以外に変更になった場合は速やかに受給者証をお返しください。要件非該当後に受給した給付金は返納していただきます）



詳しくはこちら

※医療費助成事業には所得制限があり、該当要件を満たしても所得によっては認定とならない場合があります。

※自立支援など、公費負担があった場合の一部負担金も医療費助成の対象です。



お知らせ

あなたのご自宅は安全ですか？
「耐震診断」「耐震改修」費用を助成

町は、安心・安全のまちづくりのため、木造住宅の「耐震診断」と「耐震改修」に関する費用の一部を助成しています。

近年、東日本大震災や能登半島地震により、多くの木造家屋が倒壊しました。倒壊した家屋の多くが1981年以前の耐震基準で建築された建物でした。また、本震に耐えたものの、余震により倒れた住宅が多かったとの調査結果もあります。

地震は確実に住宅へダメージを与えています。今まで蓄積したダメージを点検し、必要な修繕を行うことで、今後の安心で安全な暮らしを確保しましょう。

●耐震診断支援事業

町内の木造住宅所有者からの申し込みを受け、岩手県知事が認定した「岩手県木造住宅耐震診断士」を派遣し、屋根や外壁、内壁や床などの構造を調査して建物全体の耐震診断を行い、その費用の一部を助成するものです。

次の全てに該当する木造住宅が対象になります。

要件▼①1981年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、②在来軸組工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法などは対象外）、③木造二階建て以下のも（一部鉄骨造などの混構造は対象外）

費用▼自己負担額30000円（税込）

耐震診断士が現地調査に訪問した際にお支払いください。

募集戸数▼3戸（先着順）

必要書類▼申込書、課税台帳調査同意書、建築年月日が確認できる書類（建築確認通知書や固定資産税課税証明書など）

※申込書、課税台帳調査同意書は町役場地域整備課に備え付けています。

●耐震改修支援事業

耐震診断の結果、耐震改修する必要があると診断された木造住宅の耐震改修工事に最大115万円（対象経費の8割に相当する額を限度）を助成します。

募集戸数▼1戸（先着順）

問 地域整備課

☎ 692・6406



お知らせ

第56回雫石よしやれ祭
よしやれパレード参加者
ボランティアスタッフ募集中

雫石町の夏の祭典「第56回雫石よしやれ祭」は8月11日（火・祝）に開催されます。

雫石よしやれ通り商店街と世界アルペン記念公園特設ステージなどの会場で、よしやれ・さんさ踊りのパレード、みこし運行、よさこい演舞などが開催されます。

祭開催に伴い、パレード参加者ならびにボランティアスタッフを募集します。

なお、詳細な日程などは、本紙7月号お知らせ版に掲載します。

●ボランティアスタッフ

【内容】

雫石よしやれ祭の準備、運営補助

【日時】

8月11日（火・祝） 13時～18時頃

※活動時間は希望に応じます

【申込方法】

観光商工課へ電話でご連絡ください。

【申込締切】

7月24日（金）

【その他】

7月下旬に事前打合せ会を開催します。

問 観光商工課 ☎ 692・6497

よしやれパレード 参加者募集！

8月11日（火・祝）に開催する雫石よしやれ祭のパレードへの参加者を募集しています。

踊りの事前練習や衣装の貸し出しも行いますので、初めての人も大歓迎です。

【参加時間】 17時～17時30分ごろ

【練習日・場所】 7月31日（金）・8月3日（月）

19時～20時、町中央公民館 2階大会議室

※町婦人会の皆さんと一緒に練習します。

上記日程のほか、雫石商工会のよしやれパレード参加団体と一緒に練習することもできます。

【参加申込】 下記事務局へご連絡ください。あねっこ衣装をお持ちでない人はその旨お知らせください（借りる場合は返却時にクリーニングをお願いします）。

【申込締切】 7月24日（金）

【問い合わせ先】 雫石よしやれ祭実行委員会（雫石商工会内 ☎ 692-3321）

期間限定で国保の特定健診が受診できます

国民健康保険加入者で特定健診をまだ受診していない人や、日中の受診が難しいという人向けに、7月に3日間、御明神公民館を会場に集合健診を実施します。☎町民課 ☎ 692-6478

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。糖尿病や心臓病・脳卒中などの生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るため、年に1回必ず受診しましょう。

御明神公民館での集合健診は3日間となりますが、健康診査実施医療機関での健診は10月31日まで受診できます。医療機関の連絡先などは対象者へ送付済みの案内通知をご確認ください。

【健康診査の種類と対象】

●特定健康診査

40歳から74歳までの国民健康保険加入者（2026年度中に75歳になる人を含む）

※集合健診を利用できるのは、国保の特定健診対象者（国保加入者で、お手元の受診券が水色または緑色）です。後期高齢者健康診査及び基本健康診査の対象者は、ご

利用いただけませんのでご了承ください。

㊦ 7月24日（金）～7月26日（日）7時～8時（受付時間）

㊦ 御明神公民館

【持ち物】

受診券と資格確認書など受診券に記載されている持ち物

【自己負担】

40歳から64歳までは千円、65歳～74歳は無料

※同時開催される総合節目健診を受診する人も特定健診を受けることになりますので、受診当日は節目健診の案内に記載されている持ち物のほか、特定健診の受診券と資格確認書など受診券に記載の持ち物もお持ちください。

【受診時の注意】

健診を受診する際は、マスクの着用にご協力ください。



注目情報

ベルト締め 親子の絆も 結びつく 夏の交通事故防止県民運動

夏の交通事故防止県民運動が7月15日から24日まで行われます。

【運動の重点】

- 暑さなどによる過労運転の防止
- 高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

ドライバーの皆さんは、歩行者優先の意識を常に持ち、道路を横断しようとする歩行者を見かけたときは横断を妨げないようにしましょう。

また、通学路や住宅街ではスピードを抑え、常に歩行者の飛び出しに注意しましょう。

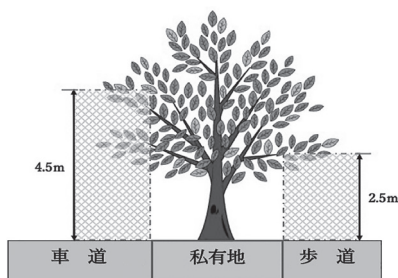
☎防災課 ☎ 692-6410

交通安全

樹木の適正な管理を 道路上に張り出している樹木の伐採

私有地にある樹木は土地所有者に所有権があるため、町では剪定・伐採することができません。次に該当する庭木や樹木の所有者は、剪定や伐採をお願いします。

- 樹木などが車道、または歩道上へ張り出している状態
- 樹木が枯れ、倒れるおそれがある状態
- 樹木などの張り出しが建築限界を超えている状態（下図網かけ箇所）



樹木が道路に張り出していることが原因で事故などが発生した場合、樹木の所有者が責任を問われる場合がありますので、普段の管理はもとより、強風や大雨、降雪の後には特に

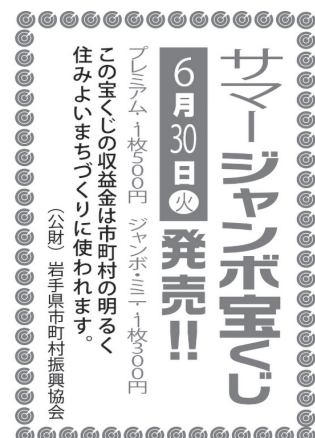
注意し、適正な管理をお願いします。

なお、倒木や枝の張り出しなどで通行に支障が生じている緊急時には、所有者への連絡前に町で伐採などの作業を行う場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

☎地域整備課 ☎ 692-6406

宝くじを買うなら町内で！

今年のサマージャンボ宝くじは道の駅雲石あねっこ温泉館で販売されています。この宝くじの収益金は私たちのまちづくりに役立てられています。夢を買ってまちづくりも応援してみませんか。





注目情報

斑点米カメムシ類防除と 蜜蜂への被害防止

8月になると、米の品質を落とす斑点米カメムシ類の防除が町内の水田で始まります。近年、防除に関連すると思われる蜜蜂の被害が発生しています。

斑点米カメムシ類の防除に当たっては、水稻生産者と蜜蜂飼育者の間で、事前に農薬散布に際しての注意事項や巣箱の移動などについて十分話し合い、被害の防止に努めてください。

なお、地域の防除時期などの詳細は、下記にお尋ねください。

盛岡農業改良普及センター ☎ 629-6730、JA 新いわて南部営農経済センター ☎ 692-3380

一緒に「子育て子ども食堂」 を運営しませんか

町は、個人や企業・団体などから「子育て子ども食堂」の運営にご協力いただける人を募集しています。

「子育て子ども食堂」は、親子間・地域住民同士のつながりや居場所を創出するとともに、子どもの孤食防止を目的に開催しています。

また、家庭や学校、地域の人や企業が交流できる場所づくりを目指しています。

【開催日程】

●7～8月（夏休み期間）

7月30日（木）御明神公民館、8月6日（木）御所公民館

●8月～11月頃

雫石地区、西山地区、御明神地区

●10月下旬～11月下旬頃

雫石公民館、西山公民館、七ツ森小学校体育館

※いずれか1回の協力も可能です。

詳細・申込に関しては、下記お問合せ先へご連絡ください。

まちおこしセンターしずく×CAN ☎ 692-6282

運転免許証を自主返納した人 へ町共通商品券などを交付

町は、高齢者による交通事故の防止を図るため、運転免許証を自主返納した町民に対し、「あねっこバスチケット」または「雫石町共通商品券」5千円分を交付しています。

【対象】

2017年6月1日以降に運転免許証を自主返納し、自主返納した日において65歳以上の人

【申請方法】

- ・運転免許センターまたは警察署などで全ての運転免許証を返納する。
- ・返納時に発行される「申請による運転免許の取消通知書」および、本人の生年月日を確認できる書類を持参し、総合政策課に申請する。代理人申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。
- ・申請内容の審査後、申請月の翌月にチケットなどを交付します。

【留意点】

制度の利用は1人につき1回限りです。

総合政策課 ☎ 692-6409

生活支援サポーター養成講座 受講者募集

生活支援サポーターは、高齢者や障がい者、けがをされている人など生活する上で支援が必要な人を対象に、依頼のあったお宅を訪問し、ごみ出し、買い物代行などの生活支援を行う有償ボランティアです。各地域でサポーターを増やし、地域内での助け合いを目指しています！

活動時間は、1回30分～1時間程度で、現在活動中のサポーターの皆さんも空き時間を活用しています。

活動にあたっては、本講座の受講が必要です。基礎的な知識を学んで、生活支援サポーターとして“ちょっと助っ人”してみませんか？

8月4日（火）8時45分～14時

町総合福祉センター

【対象】 町内にお住まいの人や町内に勤務・通学している人など

【費用】 無料

【申込方法】 7月31日（金）までに下記のいずれかに申し込み

町社会福祉協議会 ☎ 692-2230、町地域包括支援センター ☎ 691-1105

ひとり親家庭などの 無料法律相談

8月6日（木）10時～15時

八幡平市西根地区市民センター（八幡平田頭39-80-1）

8月7日（金）10時～15時

ビッグルーフ滝沢（滝沢市下鶴飼1-15）

【対象】 ひとり親家庭の人など（いずれも要予約）

【費用】 無料

【内容】 離婚や養育費についてや日常生活で困っていること、悩みなどを弁護士に相談できます。

（一社）岩手県母子寡婦福祉連合会 ☎ 623-8539

オレンジカフェ「のぎく」

【今月の開催日時】

7月31日（金）13時30分～14時30分

雫石公民館

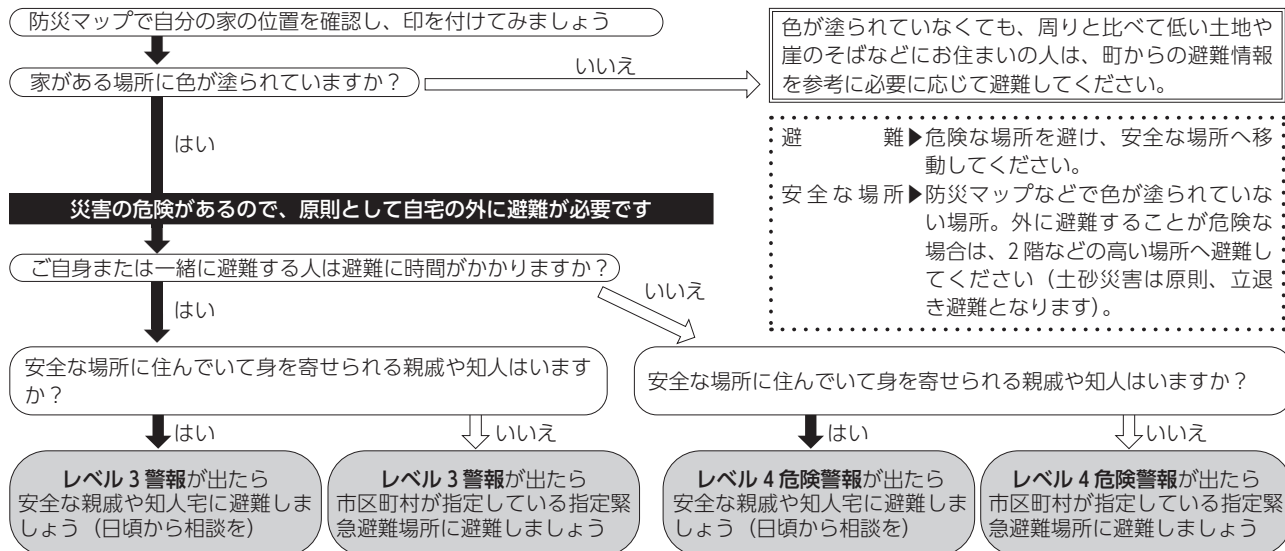
【参加費】 無料（申込不要）

町地域包括支援センター ☎ 691-1105

出水期の災害に備えましょう「避難行動判定フロー」で安全の確認を

出水期とは、梅雨などの集中豪雨や台風などにより川が増水しやすい時期のことで、一般的には6月から10月頃を指します。日頃から、自分の住む場所は浸水被害や土砂災害などの災害が起こる場所か、事前に「雫石町防災マップ」および県のホームページ「洪水浸水想定区域図」で確認しましょう。☎防災課 ☎ 692-6490

避難行動判定フロー



！ 注目情報

固定資産評価委員に 荻宿日登志さんを選任

町は、任期満了となった町固定資産評価委員に荻宿日登志さん（盛岡市）を新任しました。本人事案件は、6月12日（金）の町議会で同意されています。

固定資産評価審査委員は、固定資産台帳に登録された事項に関する不服の審査および決定などを行います。委員は合わせて3人で、任期は3年です。

☎総務課 ☎ 692-6411



荻宿 日登志さん

旭日単光章 故 加藤眞純さんが受章

故 加藤眞純さん（享年77歳・籾

野）が旭日単光章を受章しました。故 加藤さんは、2007年に雫石町議会議員に当選して以来、通算5期18年の長きにわたり在職。2021年9月から2023年7月までは、雫石町議会議長として尽力され、地方自治の振興と町勢発展に貢献されました。

☎総務課 ☎ 692-6411



故 加藤眞純 議員

備えが命を守ります 山岳遭難防止にご協力を

毎年、入山による遭難事故が発生しています。遭難すると、ご家族に心配をかけるほか、捜索に当たる関係者にも多大な負担をかけることとなります。入山する際は、次のことを心掛けましょう。

【入山する前に】

▪ 単独での行動は避け、2人以上で

行動する。

- 自分の経験や体力に見合った山を選び、余裕を持った計画を立てる。
- 家族に行き先、帰宅予定時間を知らせてから出かける。
- 霧などで視界が悪いときや天候が悪くなる場合には、入山を控える。
- 万が一に備え、携帯電話および予備のバッテリー、救急セット、水、食料、雨具、ライター、懐中電灯を準備する。
- 必ず登山者カードを記入してから入山する。

【入山したら】

- 登山道以外を歩かない。
- 体調に気をつけて、こまめに休憩し水分補給をする。
- 体力に合わせ、無理せず行動する。

【万が一遭難したら】

- 110番通報をする（携帯電話での通話により、位置を特定できる可能性が高くなります）。
- 暗くなる前に行動を止めて朝まで待機する。

☎防災課 ☎ 692-6410



注目情報

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付中

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により、第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付を、2025年4月1日から行っています。

特別弔慰金は、平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、支給されるものです。

戦没者等の死亡当時生まれていたご遺族で、2025年4月1日において「援護法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」を受ける人がいない場合に、下記の順番の先順位のご遺族お一人に支給されます。

【対象者】 ① 2025年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した人②戦没者等の子③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者等の死亡当時の生計関係の有無などの要件で順番が入れ替わることがあります）④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族*（甥、姪など）

*戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を有していた人に限る

【支給内容】 額面 275,000 円、5 年償還の記名国債

【請求期間】 2028 年 3 月 31 日まで
☎福祉課 ☎ 692-6473

毎日の野菜足りてますか 野菜摂取量測定会を開催

町は、健康づくり指標の一つである野菜摂取量の測定会を開催します。指先を機械にかざして約15秒で測定できます。参加費無料、予約不

要ですので、この機会に野菜摂取量を確認してみませんか。

【開催日程】

開催日	時間	会場
7/24（金）	9時～11時	御明神公民館*
	14時～16時	町役場
7/25（土）	9時～11時	御明神公民館*
7/26（日）	9時～11時	御明神公民館*

*節日総合健診・子宮頸がん・乳がん健診会場

☎健康推進課 ☎ 692-2227

歌って動いて健康習慣 健康づくり教室を開催

町は、4 地区公民館でカラオケ機器を使用した健康づくり教室を開催します。そのほか、体組成測定なども行いますので、ご予約の上、ご参加ください。

【日時・場所】

- 9月15日（火）
☎西山公民館 ▶ 10時～11時半
☎御所公民館 ▶ 13時半～15時
- 9月17日（木）
☎御明神公民館 ▶ 10時～11時半
☎栗石公民館 ▶ 13時半～15時

全ての場所で、始めの30分は測定を行い、その後教室を開催します。

【参加費】 無料

【持ち物】 中履き

【申込期限】 8月31日（月）

☎町民課 ☎ 692-6478

（仮称）盛岡広域ごみ処理施設整備 事業環境影響評価準備書の縦覧など

盛岡広域環境組合が整備を進めている広域ごみ焼却施設（管理者盛岡市長 内館 茂、上厨川字川原地内ほか、約6ヘクタール、処理能力357トン/日、関係地域盛岡市・滝沢市）の環境影響評価準備書の縦覧と説明会、意見の受付をします。

【縦覧場所および期間】

☎町民課環境対策室

☎ 7月15日（水）～8月17日（月）の9時～17時（土日祝日は除く）

【説明会】 いずれも事前の参加申し込みは不要です。

- 7月23日（木）18時～（盛岡市土淵地区活動センター）
- 7月24日（金）18時～（滝沢市多目的研修センター）
- 7月25日（土）10時～（盛岡市土淵地区活動センター）
- 7月25日（土）15時～（滝沢市多目的研修センター）

【意見書の受付】 準備書に意見がある場合は、意見書として住所、氏名、準備書の名称、意見を明記のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、盛岡広域環境組合に持参・郵送（〒020-8531 盛岡市若園町2番18号）、FAX 623-5553、メール（事業者HP掲載）のいずれかの方法で提出してください。

【提出期限】

9月1日（火）（当日消印有効）

☎盛岡広域環境組合 ☎ 681-0753

職員の懲戒について

町は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表し、職員の指導の徹底に努めます。

【被処分者】 係長 44 歳 男性

【処分内容】 戒告

【処分日】 6月12日（金）

【事実概要】 町が発注した栗石小学校地区ゾーン30プラス整備工事（1工区）について、工事設計額の積算誤りにより請負契約を解除することとなった。また、契約から解除日まで要した経費や本工事の逸失利益相当分に係る損害賠償が発生したものの併せて、被処分者の上司（2名）に訓告。